兵庫県繊維品仕入事業協同組合　定款

第 １ 章　　 総　　　則

（目　的）

第 １ 条　本組合は、組合員の相互扶助の精神にもとづき、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

（名　称）

第 ２ 条　本組合は、兵庫県繊維品仕入事業協同組合と称する。

（地　域）

第 ３ 条　本組合の地区は、兵庫県の区域とする。

（事務所）

第 ４ 条　本組合は、事務所を神戸市に置く。

（公告の方法）

第 ５ 条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは神戸市において発行する神戸新聞に掲載してする。

（規　約）

第 ６ 条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第 ２ 章　　 事　　　業

（事　業）

第 ７ 条　本組合は、第１条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

(1)　組合員の取扱う繊維製品の共同購入

(2)　組合員のためにする繊維製品の共同販売

(3)　組合員の取扱う繊維製品の共同加工

(4)　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）および、組合員のためにするその借入れ

(5)　株式会社第一銀行・株式会社三和銀行・株式会社神戸銀行・株式会社東海銀行、および商工組合中央金庫に対する組合員の債務の保証、またはこれらの金融機関の委託を受けてする組合員に対するその債権の取立て

(6)　組合員の事業に関する経営および販売技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供

(7)　組合員の福利厚生に関する事業

(8)　前各号の事業に付帯する事業

第 ３ 章　　 組　　合　　員

（組合員の資格）

第 ８ 条　本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる小規模の事業者とする。

 (1)　繊維品の小売業を営なむ事業者であること

　　　　 (2)　兵庫県繊維品小売商業組合の組合員であること

（加　入）

第 ９ 条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

２．本組合は、加入の申し込みがあったときは理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込みおよび加入金）

第１０条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、他人の持分の全部または一部を承継することによる場合はこの限りではない。

２．前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

加入金の額は、総会において定める。

（相続加入）

第１１条　死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者は1人が、相続開始後、３０日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

２．前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第１２条　組合員は、あらかじめ組合に通知した上で事業年度の終りにおいて脱退することができる。

２．前項の通知は事業年度末日の９０日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除　名）

第１３条　本組合は、次の各号の１に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の１０日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1)　長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員

(2)　出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員

(3)　本組合の事業を妨げようとした組合員

(4)　本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5)　犯罪その他信用を失う行為をした組合員

（脱退者の持分の払いもどし）

第１４条　組合員が脱退したときは、その持分の全額を払いもどすものとする。

　　　　　ただし、除名による場合はその半額とする。

（使用料または手数料）

第１５条　本組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

２．前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として理事会で定める。

（経費の賦課）

第１６条　本組合は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

２．前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第１７条　組合員は、次の各号の１に該当するときは、事業年度の終りにおいて出資口数の減少を請求することができる。

　　　　 (1)　事業を休止したとき

　　　　 (2)　事業の一部を廃止したとき

　　　　 (3)　その他特にやむを得ない理由があるとき

２．本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

３．出資口数の減少においては、第１４条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届　出）

第１８条　組合員は、次の各号の１に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1)　氏名・名称または事業を行なう場所を変更したとき

(2)　事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき

(3)　常時使用する従業員の数が５０人を超えたとき

（過怠金）

第１９条　本組合は、次の各号の１に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、総会の会日の１０日前までに、その組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1)　第１３条2号から4号までに揚げる行為のあった組合員

(2)　前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

第 ４ 章　　 出資および持分

（出資1口の金額）

第２０条　出資１口の金額は、１万円とする。

（出資の払込み）

第２１条　出資は一時に金額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第２２条　本組合は、組合員が使用料・手数料・経費その他組合に対する債務の支払いを履行しないときは、履行の期限に到来した日の翌日から履行の日まで、日歩６銭の割合で延滞金を徴収することができる。

（持　分）

第２３条　組合員の持分は、本組合の正味財産につきその出資口数に応じて算定する。

２．持分の算定にあたっては、１００円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 ５ 章　　 役員・顧問および職員

（役員の定数）

第２４条　役員の定数は、次のとおりとする。

　　　 　(1)　理事　１１人以上、１３人以内

 (2)　監事　１人又は２人

（役員の任期）

第２５条　役員の任期は次のとおりとする。

　　　 　(1)　理事　２年

　　　　 (2)　監事　２年

２．補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

３．理事または監事の全員が、任期満了前において退任した場合において、新たに選挙された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。

４．任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行なう。

（役員の資格）

第２６条　役員は、組合員または組合員たる法人の役員でなければならない。

（役員の職務）

第２７条　理事のうち１人を理事長、５人を副理事長、５人以上７人以内を常任理事として理事会において選任する。

２．理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３．副理事長は、本組合の常務を分掌し、あらかじめ理事会の定める順位により理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

４．常任理事は、理事長を補佐して定められた業務を分掌する。

５．理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、理事会において、常任理事のうちからその代理者または代行者１人を定める。

（監事の職務）

第２８条　監事は、何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

２．監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは、組合の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の忠実義務）

第２９条　理事および監事は、法令・定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）

第３０条　役員は、総会において選挙する。

２．役員の選挙は、連記式無記名投票によって行なう。

３．有効投票の多数を得た者を当選人とする。

ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

４．第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行なうことができる。

５．指名推選の方法により、役員の選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。

６．選考委員が、被指名人を決定したときは、その被指名人をもって、当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（役員の報酬）

第３１条　役員に対する報酬は、総会において定める。

（顧　問）

第３２条　本組合に顧問を置くことができる。

２． 顧問は、学識経験ある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（職　員）

第３３条　本組合に、職員として書記若干人を置くことができる。

第 ６ 章　　 総会・理事会および委員会

（総会の招集）

第３４条　総会は、通常総会および臨時総会とする。

２．通常総会は、毎事業年度終了後３月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続）

第３５条　総会の招集は、会日の１０日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を、各組合員に発してするものとする。

（書面または代理人による議決権または選挙権の行使）

第３６条　組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

２．代理人が代理できる組合員の数は、４人を超えることはできない。

（総会の議事）

第３７条　総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定がある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議長）

第３８条　総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

（緊急議案）

第３９条　総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権または選挙権を行使するものを除く。）の３分の２以上の同意を得たときに限り、第３５条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（総会の議決事項）

第４０条　総会においては、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　借入金額の最高限度

(2)　１組合員に対する貸付金（手形の割引を含む。）または１組合員のためにする債務保証金額の最高限度

(3)　その他理事会において必要と認める事項

（総会の議事録）

第４１条　総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

２．前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　開会の日時および場所

(2)　組合員数およびその出席者数

(3)　議事の経過の要領

(4)　議案別の議決の結果（可決・否決の別および賛否の議決権数）

（理事会の招集）

第４２条　理事会は、理事長が招集する。

２．理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会の定める順位に従い副理事長が招集する。理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、常任理事が招集する。

３．理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

４．前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から５日以内に、正当な理由がないのに理事長が、理事会招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

（理事会の招集の手続）

第４３条　理事会の招集は、会日の３日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

（理事会の議事）

第４４条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面議決）

第４５条　理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議決事項）

第４６条　理事会は、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に提出する議案

(2)　その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長および議事録）

第４７条　理事会に於ては理事長がその議長となる。

２．理事会の議事録については、第４１条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第２項第４号中「（可決・否決の別および賛否の議決権数）」とあるのは「（可決・否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

（委員会）

第４８条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

２．委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第 ７ 章　　 会　　　　　　計

（事業年度）

第４９条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終えるものとする。

（法定利益準備金）

第５０条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の１０分の１以上を、準備金として積み立てるものとする。

２．前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

（資本剰余金）

第５１条　本組合は、加入金・増口金および減資差益（第１４条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本剰余金に繰り入れるものとする。

（再評価積立金）

第５２条　本組合は、資本を再評価したときは、再評価差額を、再評価積立金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第５３条　本組合は、毎事業年度の利益剰余金の１０分の１以上を、特別積立金として積み立てるものとする。

（法定繰越金）

第５４条　本組合は、第７条第６号の事業の費用に充てるために毎事業年度の剰余金の２０分の１以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金および繰越金）

第５５条　１事業年度における総益金に、総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第５０条の規定による法定利益準備金、第５３条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により、これを組合員に配当し、または翌事業年度に繰越すものとする。

（利益剰余金の配当）

第５６条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

２．事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年１割をこえてはならないものとする。

３．配当金の計算については、第２３条第２項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第５７条　損失金のてん補は特別積立金、資本剰余金、法定利益準備金、再評価積立金の順序に従ってするものとする。

（職員退職給与引当金）

第５８条　本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の１２分の１以上を計上する。

以上

制定

改正　平１３．１２．１０

改正　平２１．　８．１０

改正　平３０．　６．２２